

論文作成ガイドライン

Guidelines
for
Writing Research Papers
and Theses



東京大学大学院経済学研究科

Graduate School of Economics,
The University of Tokyo

目次 (Table of Contents)

はじめに	1
第1部 全般的な注意点	3
剽窃 (Plagiarism) を避ける	3
第2部 各分野に特有の注意点	7
A. 統計・計量分析を使った論文を 作成する際の注意点	7
B. 経済実験を使った論文を 作成する際の注意点	8
C. インタビュー記録を使った論文を 作成する際の注意点	10
D. 歴史的な資料を使った論文を 作成する際の注意点	11
Introduction	13
Part 1 : General Instructions	14
Avoiding plagiarism	14
Part 2 : Specific Instructions	17
A. Statistical or econometric analysis	17
B. Economic experiments	18
C. Interview records	19
D. Historical materials	21

はじめに

近年においては、調査研究をおこなう上での倫理性が強く求められるようになってきている。経済学研究科においても、倫理性を強く意識した研究態度が求められている。本ガイドラインは、論文作成に当たり、最低限気をつけなければならないことを記載し、論文作成の指針としてもらうために作成したものである。

本ガイドラインは以下の2部からなる。第1部は、論文作成に当たり、経済学研究科全体にわたる注意点を述べたものである。第2部は、経済学研究科の研究も幅広いアプローチがとられているので、各分野に特有の問題についての注意点を述べたものである。

本ガイドラインに従って、実りある研究論文を作成されることを期待する。

2011 年 4 月

東京大学大学院経済学研究科

第1部 全般的な注意点

剽窃（Plagiarism）を避ける

学術論文を発表する場合には、先行研究をきちんと参照し、それと明確にことなる自分自身のオリジナリティを示すことが必要である。オリジナリティがどれほどのものかによって、学術論文の評価が定まる。そのため、**論文のどの部分がオリジナルな貢献であり、どの部分が先行研究の紹介であるかを、はっきり分けるように論文を書くことが重要である。**

他の研究者がすでにおこなっていることを自分のものとして発表することは、剽窃に当たる可能性があり、処罰の対象となることもある。意図的におこなうことはもちろん問題外であるが、意図しないで剽窃として疑われることがないように、細心の注意を払わねばならない。とくに英語で論文を発表する場合は、ネイティブ言語でおこなう場合よりも、より細心の注意が必要である。

剽窃にあたるとされるのは、以下のような場合である。

- (1) 先行業績のある部分を引用のスタイルをとることなく（すなわち出典を明示せず自分の考えと

して)、述べる場合。これは改めて説明するまでもなく、意図的な剽窃とされかねない。

- (2) 先行業績の出典を明示してあっても、引用元の文章に非常に近い表現を、引用符を付けずに本文中に載せる場合。引用符に入っていない地の文章は論文の作者のオリジナルな貢献とみなされるので、単に単語を多少入れ替えて表現を若干入れ替えただけの他人の文章を、引用符を付けずに述べることは、(たとえ出典を明記して先行業績の紹介であると断っている) 剽窃に当たると判断されることがある。
- (3) 先行業績の図、表、データ、統計分析、定理・命題などを、出所を明示せずに引用する場合。

(2) のような剽窃の疑いを避けるためには、以下のいずれかの方法をとるのがよい。

①出典を明記し引用符を使って、先行業績の表現の引用と分かる形で引用する。とくに重要な用語が先行業績によって独自に提起された概念である場合は、引用符に入れることが奨励される。重要な用語を引用符にいれないと、その用語を自らが独自に生み出したと主張しているという誤解を与えかねない。ただし重要な用語でも、学会の共通の財産となっているようなものは、いちいち引用符に入れる必要はない。

②先行業績の紹介を引用符を付けずに行う場合は、

出典を明記したうえで、自分なりにパラフレーズした完全に別の文章になるように、表現を根本的に変える。

重要なことは、先行業績のメリットを正当に評価し、それを学会への貢献として敬意を払うという姿勢である。これを欠いている場合は、先行業績を引用してあっても、不適切な引用であるとして、トラブルになりかねない。またこうした意図しないトラブルを避けるために、関連文献のリストを整理しておくことが求められる。

この点につき、簡潔に述べてあるものとして、
Drew University Theological School, “Academic Integrity.”（そのうち特に How to Avoid Unintentional Plagiarism）
(<http://catalog.drew.edu/content.php?catoid=28&navoid=1317>)が参考になる。

第2部 各分野に特有の注意点

A. 統計・計量分析を使った論文を作成する際の注意点

1. 使ったデータの出所を論文に明記すること。公開データ・購入したデータの場合は出所・購入元を、また自ら収集したデータについては収集方法を明記すること。

2. 個人情報の保護：個人情報が特定できるようなデータを用いた場合、発表論文では、匿名を用いるなど個人情報が特定できない形でデータを表示する必要がある。また、個人情報を含むデータの管理は厳重に行う。

＊1、2に関する論文での具体的な表記法については、*American Economic Review* 等、国際的に評価の高い雑誌に掲載された最近の論文を参考にすると良い。

3. 自らが行った統計的・計量経済学的分析が第3者によって再現可能なことが、確認できるような措置を取る必要がある。学術雑誌によっては、使用したデータおよび統計のプログラムを、論文とともに提出する

ことを義務付けているところもある。そうでない場合においても、要求があればいつでもデータとプログラムを第3者に公開できるようにしておく必要がある。

（ただし、個人情報を含むデータや、第3者への公開が制限されているデータについては、個人情報が特定できない形で公開するか、あるいは公開が制限されていることを第3者に説明できるようにしておく必要がある。）

4. 倫理的配慮等を必要とするデータを収集する場合
には、東大のライフサイエンス研究倫理支援室で倫理
審査を受ける必要がある。(事項Bで詳細を説明する。)

B. 経済実験を使った論文を作成する際の注意点

経済実験の計画や実施手続きに関しては、いくつかの解説書が出版されているので、そちらを参照されたい（例えば D. Friedman and A. Cassar, *Economics Lab*, Routledge, 2004）。

また、実験を使った論文の書き方については、*Econometrica* 誌のガイドライン
<https://www.econometricsociety.org/publications/econometrica/information-authors#Experimental>
が参考になる。

人間を対象とした実験・調査を行う際には、場合によっては東京大学本部・ライフサイエンス研究倫理支援室・倫理審査専門委員会の審査を受ける必要がある。倫理審査の申請は、全ての場合に必ず行わなければならない義務ではないが、研究者は自らの責任で必要性を適切に判断して、必要なケースにおいては必ず申請を行う必要がある。経済実験の多くは被験者に心理的・身体的・経済的危害を与える恐れがないため、通常のケースでは申請の必要はないものが多いと考えられる。ただし、以下の項目に該当する場合は申請が必要になる。

- ・法令等が倫理審査の対象と定めたケース（臨床研究指針・ヒトゲノム遺伝子解析指針等）
- ・倫理的配慮を必要とするアンケート調査やインタビュー調査
- ・被験者に対して安全上の配慮を必要とする研究
- ・特定の社会的弱者が不利益を被る恐れがある情報やデータを解析し保管する研究
- ・研究への参加にインフォームド・コンセントを行っている研究
- ・学術雑誌等から倫理審査が求められる研究等

判断に迷った場合には、本部・ライフサイエンス研究倫理支援室<lifescience.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp> に相談すること。

C. インタビュー記録を使った論文を作成する際の注意点

実際に現場に出て行って、当事者にインタビューをおこなうことも多い。このような場合には、以下の注意が必要である。

- (1) 相手の明確な同意を事前に得ること。
- (2) インタビューの目的をきちんと説明しておくこと。
- (3) インタビューの際に録音する場合は、明確に同意を得ておくこと。
- (4) 発表の形態について、明確に同意を得ておくこと。インタビュー全体を公表できるのか、発言の引用の形態をとれるのかなども合意を得ておく。
- (5) インタビューイーの名前、役職、インタビュー日時、場所を明確にしておくこと。そしてこれらをどこまで論文に明示できるのかも合意を得ておくこと（名前を出せるのか、イニシャルにとどめるのか、勤務先を明示できるのか、など）。インタビューそのものを論文で公表できない場合でも、必要があれば、必要な範囲で証拠として提示できるようにしておく必要がある。
- (6) 論文を発表する場合に、相手の校閲を受ける必要があるのかについても合意しておく。

これらが破られた場合、自分のみならず、後から続

く研究者にも悪影響があること（インタビューを拒絶される）を心得ておく必要がある。

ただしインタビューで語られたことが客観的な事実である保証はなく、その利用については、細心の注意が必要である。

工場などでの見学の記録を用いる場合もほぼ同様であるが、守秘義務の約束をして特別のデータを得たり、特別な観察をおこなったりした場合は、もちろんそれを遵守する。また写真撮影には細心の注意を払うこと（撮影を禁止されているところで撮影しないことはもちろん、危ないと思った場合は、事前に許可をとること）。

これらについては、以下の文献が参考になる。
藤本隆宏ほか『リサーチ・マインド 経営学研究法』有斐閣、2005。
小池和男『聞きとりの作法』東洋経済新報社、2000。
小池和男・洞口治夫編『経営学のフィールド・リサーチ』日本経済新聞社、2006。

D. 歴史的な資料を使った論文を作成する際の注意点

1. 資料館などで公開されている資料を利用する場合は、資料館名、資料名、資料番号などを明記し、後続

の研究者があとから参照できるようにしておく。資料館に寄託資料となっていて、発表の際に、寄託者に草稿を事前にみせて、同意を得ることが条件となっている資料を用いる場合は、その条件を遵守せねばならない。

2. 資料館にあるデータで計量的な処理をおこなう場合は、A. 統計・計量分析を使った論文を作成する際の注意点を参照のこと。

3. 特別に許可を得て、資料の閲覧を個人や企業から許された場合は、どこまで資料を公開できるのか（その企業・個人が所蔵していることを含めて）、個人情報にかかわることをどこまで公開できるのか、などについて、事前に合意をとり、その条件を遵守すること。ただし、どこの誰の資料かも明示できない資料で、明らかにされた事実が、広く受け入れられるかどうかは別の問題である。

これらについては、次の文献が参考になる。

石井寛治・原朗・武田晴人編『日本経済史 6 日本経済史研究入門』東京大学出版会、2010。